

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第200号）

### 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書において、自動車登録番号を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 開示の請求

異議申立人は、平成17年10月30日、同年11月6日及び同月20日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、開示決定の対象となる当日を含む保存されている全ての日に県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を利用した車両に関する駐車整理票（当日分を廃棄する前に開示決定を行い開示すること）及び同日の駐車場等管理日誌の開示請求（以下平成17年10月30日付けの開示請求を「本件請求1」、同年11月6日付けの開示請求を「本件請求2」、同月20日付けの開示請求を「本件請求3」といい、本件請求1、本件請求2及び本件請求3を総称して「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次表に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、いずれも、条例第10条第2号に該当する情報が記載されていることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同表に記載する日付で異議申立人に通知した。

本件請求の区分	本件対象文書	通知した日付
本件請求1	平成17年10月31日の駐車整理票(残車分)及び駐車場等管理日誌	平成17年11月14日
本件請求2	平成17年11月8日の駐車整理票(残車分)及び駐車場等管理日誌	平成17年11月22日
本件請求3	平成17年11月22日の駐車整理票(残車分)及び駐車場等管理日誌	平成17年12月5日

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成17年12月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、自動車登録番号を不開示とした決定を取り消し、これを開示するとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、駐車場を職員が目的外使用している事実並びに一般市民が近隣への買物などの私的用務に利用している実態が公表されると自らの管理者責任を追及されるため、これを隠匿する目的で現行の駐車整理票の制度を継続することを「駐車場の利用調整という名目」で固執し、正規の来訪者であることを確認するための「用件先での検印を受ける駐車整理票方式への変更」を拒んでいる。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、異議申立人の別の異議申立事案（諮詢（情）第55号）において実施機関が広島県情報公開審査会に対して提出した理由説明書と同様に、該当する自動車登録番号を個人に関する情報とみなして開示しないとしているが、これは、職員等が駐車場を不正使用している事実を隠匿するための手段として考え出した理由であり、組織的に情報公開の趣旨を踏みにじる処分を強行したものである。
- (3) 実施機関は、理由説明書において、駐車整理票の利用者名欄を不開示とした理由について、「来庁者が駐車場を利用する際は、駐車場等を管理委託している委託業者（以下「委託業者」という。）の警備員が、いちいち本人確認をしているわけではなく、公務員の氏名が冒用され記載されることもあり得る。」と明記している。このことは、公務員のみに限らず、仮に一般利用者が偽名としても責任は一般利用者側にあり、実施機関の行政責任は追及されないから、現状の駐車整理票方式では目的外利用の事実を見抜けないにもかかわらず、職員等の目的外利用が明らかになることを回避するために、その事実を意図的に隠匿しようと画策しているものである。
- (4) また、開示決定等の対象とすべき駐車整理票を残車分のみに限定するという処分は裁量権の濫用であり、当該処分を強行したことに対して厳重に抗議する。
- (5) 実施機関は、「自動車登録番号は、陸運支局において、何人も登録事項等証明書の交付を受けることができるため、不開示とした。軽自動車には、このような制度はないが、駐車整理票に記載された内容からは、普通自動車か軽自動車かを識別することはできないため、一括して不開示とした。」ともっともらしい理由をでっち上げている。
- (6) 駐車整理票に記載された自動車登録番号は、他法令により、何人も登録事項等証明書の交付を受けることができるとの公開が許容されている個人情報であり、条例第10条に規定されている不開示情報には該当しないことから、自動車登録番号を速やかに開示するよう要求する。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

##### 1 駐車整理票について

駐車整理票は、県庁外來者が駐車場を利用しようとする際に、委託業者の警備員から手渡されるもので、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻の各項目を記入することとしている。

駐車整理票の使用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁への用務のある者であることを確認するとともに、駐車場内での事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めていいるものであり、実際駐車場において接触事故が発生したこと等により利用者に連絡を取る必要がある場合には、駐車整理票に記入された用件先等への電話等により連絡を取っている。

駐車場は1日約650台の利用があるが、特定の者を除く全ての利用者に駐車整理票に必要事項を記入してもらっている状況である。

## 2 駐車整理票における各項目の開示等について

駐車整理票の記載事項のうち、①利用者名、②連絡先の電話番号及び④自動車登録番号については、利用者が識別され得る情報であるため不開示としたものであるが、③用件先、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるので、条例第11条第2項の規定により開示した。

### (1) ①利用者名欄について

本欄は、自動車の運転者等の氏名を記載することとしており、大半は個人名が記載されている。利用者の氏名は特定の個人が識別される情報であることはいうまでもない。

また、利用者の氏名とともに事業者の名称が記載されている場合があるが、この場合の事業者名は、利用者の所属する事業者の名称であると推察され、記載された事業者の名称はあくまでも利用者の個人情報と考えるべきものである。例えば営業職であれば、県の特定の部署に出入りする担当者は限られてくるため、事業者名が明らかになれば、他に開示している用件先等と照合することにより、特定の個人が識別され得る情報となる。

このため、事業者の名称の部分についても条例第10条第2号に該当するものとし、不開示とした。なお、本欄に利用者の氏名を記載することなく、事業者名のみが記載された例もあるが、上記と同様に、事業者名が明らかになれば、特定の個人（利用者）が識別され得るため、同様に不開示とした。

また、駐車整理票の中には、本欄（又は②連絡先の電話番号欄）に官公署の名称を記載されているものも散見される。この場合、駐車整理票の記載内容全体が公務員等の職務遂行に係る情報であり、条例第10条第2号ただし書イ及びハの規定により、利用者を含めて全体を開示すべきとの見解もあり得るが、次の理由により不開示とした。

ア 条例第10条第2号ただし書ハ「公務員等の職務遂行に係る情報」とは、「公務員が分掌する職務を遂行する場合におけるその情報」と解されており、用途先までの行程は、(出張の際に職員がどこで昼食をとったのかと同様に)ここにいう「公務員等の職務遂行に係る情報」には該当しない。

イ 公務員が個人として県庁に各種申請等を行うため駐車場を利用することも考えられ、その場合は「職務遂行に係る情報」に該当しないことは明白であるが、出

張であるか個人的な目的かどうかは、駐車整理票の記載からは区別できない。

ウ 官公署の名称が記載されているからといって、利用者が公務員であるとは断定しがたい。また、来庁者が駐車場を利用する際は、委託業者の警備員がいちいち本人確認をしているわけではなく、公務員の氏名が冒用され記載されることもあり得る。

このように、駐車場を利用したことが、公務員等の職務遂行の内容であるとは断定できないことから、利用者の氏名を不開示とし、また、本欄に記載された官公署についても、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないため不開示とした。

#### (2) ②連絡先の電話番号欄について

本欄には、利用者の自宅や勤務先等、緊急に連絡を取ることができる場所の電話番号と「会社名等」を記載することとしている。

まず、電話番号については、利用者の自宅の電話番号である場合は、利用者が特定される個人情報であることはいうまでもない。電話番号欄には勤務先の電話番号を記載したものも相当数存在することが推測されるが、電話番号を見ただけでは、自宅の電話番号か勤務先の電話番号か判別することはできない。

また、仮に勤務先の電話番号であることが明らかであっても、前記(1)で述べたように、利用者の所属である勤務先が明らかにされることにより、利用者個人が識別され得るため、条例第10条第2号に該当する情報として不開示とした。

また、本欄に官公署の名称が記載されているものも散見されるが、前記(1)で述べたとおり、この情報も利用者の個人情報であり、利用者が識別され得る情報であるため不開示とすべきである。

#### (3) ④自動車登録番号欄について

本欄については、駐車場に駐車した車両の登録番号を記載することとしている。自動車の登録番号は、陸運支局において、何人も登録事項等証明書の交付を受けることができるため、登録番号を開示することにより、利用者が特定されることが可能となり、条例第10条第2号に該当するため不開示とした。

軽自動車にはこのような制度はないが、駐車整理票に記載された内容からは、普通自動車か軽自動車かを識別することはできないため、一括して本欄を不開示とした。

### 3 条例第10条第3号該当性について

上記2(1)から(3)までに掲げる情報は、条例第10条第2号に該当するとともに、同条第3号(事業活動情報)にも該当する場合がある。

すなわち、駐車場の利用者が事業者に所属する場合、駐車整理票の①利用者名欄や②連絡先の電話番号欄に事業者名や勤務先の電話番号が記載されていることがあり、これらは利用者が所属する事業者が特定され得る情報である。

駐車整理票については、すでに用件先(利用者が用務を行う県庁内の部署等)や入退庁時刻を開示しているため、事業者が特定され得る情報を公にすると、これらの開示情報とあいまって、当該事業者の県庁における活動が知られることとなる。

事業者が県庁に来庁する用件は様々であると思われるが、次のような活動や行動が知られることになると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが想定される。

例えば、事業者が特定の部署で営業活動を行った場合、駐車整理票が公にされることによって、当該事業者の営業上の手の内が同業他社に知られることになり、競争上の地位が害されるおそれがある。

また、事業者が新規事業実施のための協議や許認可申請等を行った場合、駐車整理票に記載された用件先や時期等からそれが推測されることが考えられる。そうすると、事業者が特定される情報を公にすることにより、当該事業者の事業計画が明らかになり、競争上の不利益を与えることが考えられる。

さらに、県に指導監督権がある部署に事業者が行ったことが明らかになれば、当該事業者が行政指導等を受けたことが推察され、たとえそれが事実でなくてもそのような風評被害が生じるおそれがある。

これらは一例であるが、駐車整理票に記載された事業者の名称、電話番号及び自動車登録番号は、利用者個人が特定される情報であるのみならず、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある情報であり、条例第10条第3号にも該当する。

#### 4 開示対象となる駐車整理票の範囲について

駐車整理票は、これまでに使用された翌日に全て一律に裁断廃棄していたが、個人情報の適正な管理をより一層徹底するために、残車分を除く当日分の駐車整理票については駐車場管理業務終了時に委託業者が裁断し、残車分については、翌朝駐車場の状況を確認した上で、実施機関が裁断廃棄するように、廃棄の時期等を平成17年10月25日に変更した。

このため、廃棄時期等を変更する前の開示請求については、行政文書の開示請求文書が到着した日に存在した駐車整理票（到着前日と到着した日のもの）を開示していたが、この変更に伴い、行政文書の開示請求文書が到着した当日分の残車分の駐車整理票のみを開示することとなつたわけであり、実施機関はこれに沿つて適切な処理を行つてゐるに過ぎない。

#### 5 駐車場等管理日誌について

駐車場等管理日誌は、「広島県庁外来者駐車場及び駐輪車管理業務委託契約書」（以下「委託契約書」という。）において、委託業者から県に毎日委託事業実施後に提出するよう定められているものであり、実際に駐車場等の管理に当たつた委託業者の職員が、①駐車場の管理に当たつた職員の氏名、②駐車場管理時間、③1日の駐車台数、④引継時駐車台数、⑤駐車場利用者等から生じた苦情及び駐車場利用者に与えた損害の内容等について記入することとなつてゐる。

本件対象文書である駐車場等管理日誌においては、自動車登録番号については記載されていないため、開示する情報そのものがない。駐車場等の管理に当たつた職員の氏名等が個人に関する情報であるため、不開示としたものである。

したがって、本件請求に対し、本件対象文書である駐車整理票の記載事項のうち、  
①利用者名、②連絡先の電話番号及び④自動車登録番号を不開示とした本件処分は、  
妥当なものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、上記第2の1のとおり、駐車整理票及び駐車場等管理日誌の開示を求めたものであり、これに対して実施機関は、上記第2の2のとおり、平成17年10月31日、同年11月8日及び同月22日の駐車整理票及び駐車場等管理日誌を本件対象文書と特定して部分開示決定を行ったものである。

### 2 本件対象文書について

本件対象文書は、駐車場を利用する際に利用者が記載することになっている駐車整理票及び委託業者が実施機関との委託契約書に基づき毎日委託事業実施後に実施機関に提出することとなっている駐車場等管理日誌である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、次表に掲げる項目が記載されていた。

駐車整理票	駐車場等管理日誌
○利用者名	○駐車場管理代表者氏名
○連絡先の電話番号（TEL、会社名等）	○日誌の日付
○用件先（課（室））	○駐車場の管理に当たった職員の氏名
○自動車登録番号	○駐車場管理時間
○入庁時刻	○1日の駐車台数（正面、南館、農林）
○退庁予定時刻	○引継時駐車台数（正面、南館、農林）
	○駐車場利用者等から生じた苦情及び駐車場利用者に与えた損害の内容等
	○駐輪車の管理に当たった職員の氏名
	○駐輪車管理時間
	○ステッカーを貼った自転車等の台数
	○移動させた自転車等の台数
	○その他

実施機関は、上表に掲げる項目のうち、駐車整理票の利用者名、連絡先の電話番号及び自動車登録番号、駐車場等管理日誌の駐車場管理代表者氏名、駐車場の管理に当たった職員の氏名及び駐輪車の管理に当たった職員の氏名の各項目（以下「本件不開示部分」という。）を条例第10条第2号に該当するとして不開示としていた。また、不開示としていた項目のうち事業者に関するものについて、条例第10条第3号にも該当するとしていた。

### 3 自動車登録番号を不開示したことの妥当性について

前記2に記載の本件不開示部分のうち、異議申立人が開示すべきと主張している駐

車整理票の自動車登録番号の項目について、条例第10条第2号及び第3号の不開示情報該当性を検討する。

(1) 条例第10条第2号本文該当性について

実施機関は、自動車登録番号の項目を開示すれば、登録事項等証明書の交付請求により、利用者が特定され得る旨説明する。

当審査会において駐車整理票を見分したところ、自動車登録番号の項目には、自動車登録番号標又は車両番号標（ナンバープレート）の全ての情報が記載されているものばかりでなく、その一部の情報（主として一連指定番号）が記載されているものもあった。

ア 自動車登録ファイルに登録を受けた自動車の情報が記載されている場合

自動車登録ファイルに登録を受けた自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下同じ。）については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条の規定により、「何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。」とされているため、自動車登録番号の項目に自動車登録番号標の全ての情報が記載されている場合は、自動車登録番号の項目を公にすることにより、登録事項等証明書の交付請求によって自動車の所有者及び使用者の氏名及び住所が明らかになる。そして、この所有者又は使用者が個人であれば、特定個人が識別され得るものと認められる。

一方、自動車登録番号の項目に自動車登録番号標の一部の情報しか記載されていない場合は、それらの情報だけでは登録事項等証明書の交付請求はできないが、誰でも出入り自由な駐車場に実際に出向き、自動車登録番号標の一部の情報からその情報を持つ車両を特定し、当該車両の自動車登録番号標の全ての情報を得ることはできることから、登録事項等証明書を交付請求することが可能となり、自動車登録番号標の全ての情報が記載されている場合と同様、特定個人が識別され得るものと認められる。

以上のことから、自動車の情報が記載されている自動車登録番号の項目は、条例第10条第2号本文に該当するものと認められる。

イ 軽自動車や所有者及び使用者が法人である車両（以下「法人所有車両」という。）の情報が記載されている場合

軽自動車の場合は登録事項等証明書の交付請求ができず、また、車両の所有者及び使用者が法人である場合もあり、これらの場合には、登録事項等証明書の交付請求により特定個人が識別され得るとはいえない。しかしながら、駐車場を使用した事実が既に明らかになっていることからすれば、軽自動車の場合は、出入りができる駐車場に実際に出向いて車両番号標を確認することによって、運転者が特定される可能性があるし、法人所有車両の場合も同様に、駐車場において自動車登録番号標又は車両番号標を確認することによって、運転者が特定される可能性がある。そうすると、既に開示している駐車場の使用日、時間帯及び用件先（県庁内の特定部署）といった情報から、当該運転者の特定日時における行動が明らかとなる。

よって、軽自動車や法人所有車両の情報が記載されている自動車登録番号の項目についても、条例第10条第2号本文に該当するものと認められる。

### (2) 条例第10条第2号ただし書該当性について

ア 異議申立人は、上記第3の2(6)のとおり、自動車登録番号は、他法令により、何人も登録事項等証明書の交付を受けることができる公開が許容されている個人情報であり、条例第10条に規定されている不開示情報には該当しない旨主張する。

確かに、前記(1)アのとおり、登録事項等証明書の交付請求によって、車両の所有者等の氏名及び住所を把握することが可能である場合はあるものの、そのことをもって特定日時に駐車場に駐車している車両の自動車登録番号の情報が公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえず、条例第10条第2号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 自動車登録番号の項目に記載されている情報について、条例第10条第2号ただし書ロに該当するような特段の事情は認められない。

ウ 当審査会において本件対象文書の駐車整理票を見分したところ、不開示としていた項目のうち、利用者名や連絡先の電話番号の「会社名等」欄に官公署の名称が記載されているものがあった。これらについては、当該自動車登録番号に係る車両の運転者が公務員等である可能性が考えられる。さらに、当該公務員等が公務として車両を運転し駐車場に駐車しているのであれば、条例10条第2号ただし書ハにいう公務員等の職務遂行の内容となる可能性がある。

しかしながら、公務員等が個人として所有又は使用している車両を利用して公務を行っている可能性もあり、その場合には個人の財産に関する情報となる。また、実施機関によれば、駐車場の利用者について警備員が逐一本人確認等を行っているわけではないということであるから、利用者名等に官公署の名称が記載されているからといって、車両の運転者が公務員等であると断定することはできず、実施機関が利用者名等の記載内容にかかわらず不開示としたことも不合理とはいえない。

よって、条例第10条第2号ただし書ハに該当するとは認められない。

以上のことから、自動車登録番号の項目は、条例第10条第2号ただし書各号のいずれにも該当しないものと認められる。

したがって、自動車登録番号の項目は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

### (3) 条例第10条第3号該当性について

実施機関は、条例第10条第3号該当性についても主張するが、前記のとおり、自動車登録番号の項目は、条例第10条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、条例第10条第3号の該当性を判断するまでもない。

## 4 駐車場等管理日誌における自動車登録番号について

異議申立人は本件異議申立てにおいて、駐車場等管理日誌に記載された自動車登録

番号についても、適正な開示決定を速やかに行うよう要求する旨主張するが、当審査会において、本件対象文書のうち駐車場等管理日誌を確認したところ、上記第4の5で実施機関が説明するとおり、自動車登録番号の項目についての記載がないことを確認した。

## 5 駐車整理票を「残車分」のみに限定したことの妥当性について

異議申立人は、本件対象文書のうち駐車整理票を「残車分」（駐車場閉鎖時間以降翌日にわたって駐車が継続されていた車両）のみに限定したことについて、裁量権の濫用であると主張しており、これを残車分以外の駐車整理票も本件対象文書に含めるべきであるとの主張と解し、この点についての妥当性を検討する。

異議申立人は開示請求書において、駐車整理票及び駐車場等管理日誌の対象について、「開示決定の対象となる当日を含む保存されている全ての日に駐車場を利用した車両」に係るものと特定し、「（当日分を廃棄する前に開示決定を行い開示すること）」と明記している。

なお、本件請求と本件対象文書に係る駐車場の利用日の関係は次表のとおりである。

請求の区分	請求日	実施機関における 請求書の収受日	本件対象文書に係る 駐車場の利用日
本件請求1	平成17年10月30日	平成17年10月31日	平成17年10月31日
本件請求2	平成17年11月6日	平成17年11月8日	平成17年11月8日
本件請求3	平成17年11月20日	平成17年11月22日	平成17年11月22日

実施機関は、駐車整理票について、使用された翌日に全て一律に裁断廃棄していた取扱いを、平成17年10月25日以降は、残車分を除く当日分の駐車整理票は駐車場管理業務終了時に委託業者が裁断し、残車分については翌朝駐車場の状況を確認した上で実施機関が裁断廃棄するように変更した旨説明する。そこで、当審査会において、実施機関に、この取扱いの変更の経緯が分かる資料の提出を求め、平成17年10月25日付けの「個人情報の適正管理等の徹底について（通知）」と題する通知を收受していたこと、そして当該通知の趣旨に沿って個人情報の適正管理を一層徹底するため、駐車整理票の廃棄時期を変更することとし、「県庁外來者駐車場に係る駐車整理票の廃棄について（案）」と題する文書を起案し、決裁されていることを確認した。

この取扱いに沿って駐車整理票が廃棄されていたとすると、本件請求を收受した日に駐車場を利用した車両に係る駐車整理票について、実施機関は残車分しか保有していないことになり、実施機関がこれを本件対象文書として特定したことは不合理とはいえない。また、異議申立人は、「（当日分を廃棄する前に開示決定を行い開示すること）」と記載しているが、当審査会において駐車場等管理日誌を見分したところ、駐車場等管理日誌に記載された「引継時駐車台数」と本件対象文書の駐車整理票の枚数は合致しているから、実施機関は、本来であれば駐車場を退出したことが確認され次第順次廃棄すべき駐車整理票を保管した上で、適切に本件処分を行ったものと認められる。

なお、本件請求を收受した日前に駐車場を利用した車両に係る駐車整理票についても、本件請求を收受した日も引き続き当該車両が駐車場に残っていれば、実施機関に

おいて保有されていることになるので、本件対象文書に含めるべきと考えられる。当審査会において、実施機関に委託契約書の提出を求めてその内容を確認したところ、前日の残車が、駐車場の閉鎖時間になってもなお残車となっている場合は、駐車場等管理日誌のその他の欄に車両ナンバーを記録することとされていた。そこで、本件対象文書である駐車場等管理日誌も見分したところ、その他の欄には記録がなかったことから、少なくとも駐車場の閉鎖時間時点では、本件請求を收受した日前から引き続き駐車している車両はなかったものと考えられる。仮に、駐車場の閉鎖時間までにそのような車両があったとしても、駐車場から退出したことが確認できた時点で実施機関によって当該車両に係る駐車整理票は順次廃棄されていたものと推測され、必ずしもこの廃棄作業が、本件請求を收受した後に行われたとは断定できないことからすれば、本件対象文書に当該車両に係る駐車整理票が含まれていないとしても不合理とはいえない。

## 6 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## 7 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 2. 14	・諮問を受けた。
18. 2. 28	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 6. 30	・実施機関から理由説明書を收受した。
18. 7. 27	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 9. 19	・異議申立人から意見書を收受した。
29. 5. 22 (平成 29 年度第 2 回第 2 部会)	・諮問の審議を行った。
29. 6. 19 (平成 29 年度第 3 回第 2 部会)	・諮問の審議を行った。

## 参考

答申に関与した委員（50音順）

### 【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授